

児童手当の改正について

- ＊ 児童の養育状況に変更がなければ、要件に該当する方を除き現況届の提出が不要になりました。ただし、令和3年分の所得の申告は必ず必要ですので、まだお済みでない方は早急に申告をしてください。
- ＊ これまでは児童を養育している方の所得が「所得制限限度額」を超えた場合は特例給付を支給していましたが、さらに「所得上限限度額」が新設され、その額を超えた場合は特例給付も支給されません。

(1) 引き続き現況届の提出が必要な方

- ①DV 避難等により住民票登録地と異なる住所で受給している方
- ②支給要件児童の戸籍がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④施設対象者
- ⑤受給者と児童が別居しており、「別居監護申立書」を提出された方
- ⑥父母以外が児童の生計維持者となって受給されている方

※提出が必要と思われる方には、市から現況届の書類を送付しますので、令和4年6月30日までにご提出もしくは同封の返信用封筒にてご返送ください。現況届の提出の必要有無にかかわらず令和3年分の所得の申告は必要です。お済みでない方は早急に申告してください。

(2) 所得制限限度額・所得上限限度額について

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+控除対象配偶者)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+控除対象配偶者)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+控除対象配偶者)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+控除対象配偶者)	812	1040	1048	1276

- ・扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族、並びに扶養親族等でない児童で前年12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて限度額(所得額)は1人につき38万円(扶養親族が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- ・「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

児童の養育者の所得が上記①の「所得制限限度額」未満の場合は児童手当の支給額を、①の額を超えて②の「所得上限限度額」未満の場合は、法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、上記②の所得上限限度額以上の所得があった場合は、児童手当及び特例給付の対象外となり、受給権自体が喪失します。翌年以降分の所得が減少して限度額を下回り再び対象となった場合は、改めて新規の認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

【児童手当の制度について】

●手当額(月額)

年 齢	児童手当額	所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合の特例給付額	
0～3歳未満(一律)	15,000円	5,000円	
3歳～小学生	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

- ◎児童の人数は、18歳に達する日以後最初の3月31日までにいる児童となります。(令和4年度は、平成16年4月2日以後に生まれた児童のうち、養育する児童の人数を数えます。)
- また、第何子かにより支給金額に変更があるのは、3歳～小学生です。